

京都市告示458号

区役所福祉部福祉課及び保護課専用京都市長印（北・上京・中京・東山・西京の区役所及び洛西・深草・醍醐の区役所支所にあつては、区役所（区役所支所）福祉部福祉保護課専用京都市長印）は、平成16年4月1日から当分の間、「区役所（区役所支所）福祉部福祉介護課，支援課及び保護課専用京都市長印（北・上京・中京・東山・西京の区役所及び洛西・深草・醍醐の区役所支所にあつては、区役所（区役所支所）福祉部福祉介護課及び支援保護課専用京都市長印）」と読み替へます。

平成16年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼